

地域包括支援センター事業報告
(令和2年度事業評価及び令和3年度事業計画)
概要版

石狩市南地域包括支援センター令和2年度評価・令和3年度計画 概要版

1. 令和2年度計画（重点項目）に対する評価

| 令和2年度計画（重点項目） | 令和2年度評価（重点項目） |
|---|---|
| <p>◆基本方針（1）地域包括支援センターの機能拡充</p> <p>①相談窓口として地域包括支援センターとしての市民周知を継続する。</p> | <p>①相談窓口としての地域包括支援センターの市民周知を継続</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域のスーパーマーケットでの健康チェックと相談コーナーについては新型コロナウイルス感染症の影響により、未実施。 代替策として、広報ポスターを3月に作成し地域への配布準備を行った。 ・地域からの障がい者が関係する相談に地域の窓口として、障害支援事業所への円滑なつなぎと連携に努めた。 |
| <p>②適切な会議と研修の実施。</p> | <p>②適切な会議と研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域ケア会議は、年間で6回(高齢・障がい者世帯の支援、家族が精神疾患、生活困窮等)実施し、個別課題の解決と地域課題の抽出を行った。 ・介護支援専門員連絡会や居宅介護支援事業所との合同研修会は実施できなかったが、アンケートを各居宅事業所に配布し、事業所ごとの課題や取り組みについて把握した結果、インフォーマル資源についての情報を把握したい、との意見があったことから居宅介護支援事業所の介護支援専門員に向けて、市内のインフォーマルサービスについてのパンフレットや一覧表で情報提供を行い、積極的なケアプランへの盛り込みを推奨した。 ・石狩市社会福祉協議会成年後見センター 後見支援員等学習会に講師として参加(9月25日)。 |
| <p>◆基本方針（1）の成果⇒①センター市民周知の手段として、回覧板用ポスターを作成し配布準備。地域からの障がい者が関係する相談に対しては、障害支援事業所とのつながりを強化し、必要時にいつでも連携できる体制を整えることができた(年間連携件数3件)。②地域ケア会議は6件実施している。市内居宅介護支援事業所へインフォーマル資源についての情報を提供を行い、積極的なケアプランへの盛り込みを推奨することができた。</p> | |
| <p>◆基本方針（3）認知症高齢への対策</p> <p>①認知症地域支援推進員を中心に認知症の方が安心して生活できる地域づくりを推進する。</p> | <p>①毎月の認知症地域推進員連絡会に参加し、市内の認知症支援に関する活動の情報共有と施策推進、検討を行った。</p> <p>認知症カフェ新規立ち上げ支援はコロナウイルスの影響で未実施であったが、現地視察や予算を含めた企画書を完成させた。</p> |
| <p>②認知症の方の支援として地域の民生委員との連携を強固に持ち、情報共有を行う。</p> | <p>②認知症の方の支援として地域の民生委員との連携を強固に持ち、状況に応じ民生委員との同行訪問を行った。</p> |
| <p>③地域住民や介護事業所からの要請に応じて認知症サポーター養成講座を開催する。</p> | <p>③認知症サポーター養成講座については感染予防の為、未実施。</p> |
| <p>◆基本方針（3）の成果⇒認知症カフェについては、コロナ感染状況を確認しながらすぐに開設できるよう準備できた。②高齢者クラブ等が活動していない中で、民生委員からの地域情報を有効に活用できた。</p> | |

2. 令和2年度総合相談等からみえた地域課題

| |
|--|
| <p>①相談対象者の介護や健康上の課題に加え、同居している家族の身心の障がい、生活困窮や子育て上の問題など世帯全体で課題を抱えている事例が増えている。計画的な幅広い支援機関との連携が望まれる。</p> |
| <p>②自立支援型プランを作成するにあたり、市内ケアマネジャーにとって地域のインフォーマルサービスについてより詳しい情報提供が必要であることがわかった。</p> |
| <p>③認知症がある程度進行した状態で初めて相談に来るケースが相変わらず多い状態で、独居高齢者に加え8050や孫や姪が介護に携わっているヤングケアラーの世帯にもその傾向が伺えた。</p> |

3. 令和3年度計画（重点項目）【令和2年度評価と地域課題を踏まえて作成】

◆基本方針（1）地域包括支援センターの機能拡充

①相談窓口としての地域包括支援センターの市民周知を継続する。

- ・市民周知として作成準備した広報ポスター550部を5月に配布する。
- ・町内会、高齢者クラブ役員等の地域組織に直接出向いて地域包括支援センターの周知活動を行うことで、地域の状況把握に努める。
- ・地域のスーパーマーケットでの健康チェックと相談コーナーについては感染症の状況を確認しながら、店舗と相談し年度内で2回程度の実施を計画。
- ・障がい福祉課等との連携を強化、複数の支援機関による「チーム」での関わりを行う。
- ・世代を超えた地域包括支援センターの周知活動を行い、将来的な活動に向けて新たな基盤を作る。

②適切な会議と研修の実施

- ・支援目的に応じた地域ケア会議個別ケース検討会議を積極的に行い、必要に応じ制度枠を超えた幅広い支援機関を招集、開催後は個別課題の整理と課題分析を行う。
- ・上記で抽出された地域課題を、圏域の課題を検討する地域ケア会議に持ち込み検討を行い、新たな資源開発・政策提言へとつなげる。
- ・介護支援専門員連絡会や居宅介護支援事業所との合同研修会、年1回以上の事業所訪問を行い、介護支援専門員の実情把握に努める。
- ・自立型ケアプランへの認識と理解をお互いに深め、多職種からの専門的見地からの助言を得ることで、自立に向けたケアマネジメント能力の向上を図る。
- ・複雑な背景を持つ世帯に対しての家族支援の必要性と手法について、事業所内で、勉強会を行い認識共有。他に随時事例検討会を開催。
- ・居宅介護支援事業所の介護支援専門員に向けて、市内のインフォーマルサービスについての情報提供を行い、積極的なケアプランへの盛り込みを推奨していく。

◆基本方針（3）認知症高齢者への対策

①認知症地域支援推進員の配置

- ・認知症地域支援推進員を中心に、認知症の方が住み慣れた地域で安心した生活ができる環境づくりを推進。市内の認知症支援に関する活動の情報共有や施策推進、課題解決に向けた取り組みを実施。
推進員が地域のグループホームや高齢者住宅を回り認知症である当事者と直接かかわる機会を作る。

②認知症初期集中支援チームとの連携

- ・認知症の事例を把握した場合、認知症初期集中支援チームとの連携の必要性を行政と協議する。

③民生委員との連携強化

- ・地域の民生委員との連携を強固に持ち、情報共有を行う。

状況に応じ、民生委員との同行訪問等を実施し早期からのサポートを行い、認知症の方とそのご家族が安心できる地域作りを目指す。

④徘徊見守りSOSネットワーク拡充

- ・北包括で実施している「徘徊見守り訓練」に参画し、今後の花川南地区での訓練につなげる。

⑤認知症カフェの開催

- ・認知症カフェ等の情報提供や新規立ち上げの支援を行う。今年度は前年度コロナ感染症の影響で実施できなかった石狩南地区での認知症カフェを一カ所以上新規で開始する為の準備を行う。

⑥認知症サポーター養成講座の開催

石狩市北地域包括支援センター令和2年度評価・令和3年度計画 概要版

1. 令和2年度計画（重点項目）に対する評価

| 令和2年度計画（重点項目） | 令和2年度評価（重点項目） |
|--|---|
| <p>◆基本方針（1）地域包括支援センターの機能拡充 総合相談体制の強化（相談窓口としての周知、地域住民、関係機関、地域の社会資源とのネットワーク強化）</p> | <p>新型コロナウイルスの感染拡大により町内会等の活動が縮小、高齢者クラブやサロンなどにおける周知活動が出来なかった。その現状に伴い、地域の町内会長等、役員のもとに出向き実情を把握し、心配な一人暮らし高齢者の情報を得て、戸別訪問による実態把握を行った。また、大学等、学校関係とも計画していた活動が中止となったため、学生の講義へ協力することで関係性を強化した。</p> |
| <p>◆基本方針（1）の成果→地域の中で心配されている高齢者と包括が直接つながることが出来、生活実態を把握できた。</p> | |
| <p>◆基本方針（3）認知症高齢者への対策（相談機能強化、普及啓発、認知症カフェの継続開催）</p> | <p>感染予防を検討した中で、認知症カフェの再開を計画してきたが、感染拡大により中止としている。カフェの参加者については、定期的にモニタリングを行い実態把握、介護保険制度へのつなぎ等、関りを継続している。次年度は、オンラインの活用等、事業が遂行できる方法を検討していく。</p> |
| <p>◆基本方針（3）の成果→総合相談の中で認知症に関する相談を洗い出し、センター内の専門職で支援方針を検討することで、地域ケア会議開催、他機関のネットワーク拡充等、相談機能強化につながった。</p> | |
| <p>◆基本方針（4）介護予防の推進 自立支援に向けた介護予防の推進（地域における介護予防の普及啓発、地域での介護予防に関する拠点</p> | <p>地域における拠点活動が自粛されたことから、自宅で出来る運動のチラシを作成。生活支援コーディネーターとの連携により市内の高齢者へ幅広く配布した。</p> |
| <p>◆基本方針（4）の成果→地域においては集団活動が停滞したことで市民に入る情報が不足しており、その中でチラシの活用は広く情報発信することができた。</p> | |

2. 令和2年度総合相談等からみえた地域課題

| |
|---|
| <p>・高齢者住宅内での入居者の生活実態が不明で、必要時の相談先としての周知が不足していることが考えられる（高齢者住宅内で生活が破綻している状態で総合相談がきた。数年前から疾患や経済的困窮等の課題があるものの、住宅の管理人も何とか支えていた状況。生活が破綻する前に早い段階で相談機関の関りが必要であったケースあり）。</p> <p>→次年度の事業計画として高齢者住宅を対象とした実態把握、相談先周知を計画。</p> <p>・認知症、精神疾患等、疾患は明らかになっていないが日常生活に支障が出ている状況で、本人が受診を拒否し医療機関につなげることが困難。</p> <p>→今年度、認知症初期集中支援チームへ相談し対応を検討したが、緊急度に合わせて総合相談として精神科医療機関と連携の中で対応。今後も専門的な助言や家族受診など、精神科医療機関とのネットワーク強化が必要と考える。</p> <p>・親船地区、右岸地区のようにフォーマルな社会資源が少ない地域において、相談機関につながった時には、すでに重度化しているケースがある。</p> <p>→今年度、特に同様のケースについて相談が続いた生振地区にターゲットをしぼる。民生委員や高齢者クラブの役員より実情を教えていただき、特に地域関係者が日常的に心配している独居生活をされている方々の戸別訪問を行い、生活実態の把握と相談窓口の周知を行う。次年度以降も同様に実態把握が必要と考える。</p> |
|---|

3. 令和3年度計画（重点項目）【令和2年度評価と地域課題を踏まえて作成】

◆基本方針（1）地域包括支援センターの機能拡充

①地域包括支援センターのワンストップ機能の強化

- ・地域からの様々な相談を一旦全て受け止め、必要に応じて実態把握を行い、地域包括支援センターの各業務につなげる。
- ・センターで受けた総合相談については、3職種を中心としたミーティングを開催し、支援法支援検討、進捗状況確認、評価、支援終了判断を適時行う。
- ・地域住民、ケアマネジャーからの相談に対し、地域ケア会議を開催すると共に関係機関のネットワークを強化する。

②相談窓口としての地域包括支援センターの周知

- ・新包括支援センター増設に伴い、担当エリアの町内会役員へのあいさつ回り、相談窓口としての役割周知を実施。

③一般企業、地元大学等、地域の社会資源とのネットワーク構築

- ・大学生に対する認知症カフェへの参加、認知症サポーター養成講座の開催を検討。

④石狩市介護支援専門員連絡会への参画

- ・市内介護支援専門員に対し、アセスメント向上に向けた研修会を開催（年1回）
- ・石狩市介護支援専門員連絡会事例検討会への参加
- ・石狩市内の居宅介護支援事業所を訪問し、地域のケアマネジャーが抱える課題や実情を把握する（南包括、花川中央包括と合同）

◆基本方針（3）認知症高齢者への対策

①認知症地域支援推進員の派遣

- ・認知症の方とご家族を支える地域づくりに向けた普及啓発、他職種協働の推進。
- ・市内ケアマネジャーを対象にインフォーマルサービス活用に対する意識調査の実施。

②認知症初期集中支援チーム員としての役割

- ・地域からの認知症に関する相談に対し、実態把握を実施するとともに認知症初期集中支援チームで対応する必要があるケースを見極め、つなぐ。

③徘徊見守りSOSネットワークの拡充

- ・一般企業、商店等を訪問し、SOSネットワークのサポート協力機関を増やす

④認知症カフェの開催、充実

- ・感染症対策を徹底した「みなカフェ花川北」の再開を模索する

⑤認知症サポーター養成講座の開催

- ・感染予防に配慮した講座開催を検討する

石狩市花川中央地域包括支援センター令和3年度計画 概要版

2. 令和2年度総合相談等からみえた地域課題

(北包括から引き継いだ課題)

・認知症、精神疾患等、疾患は明らかになっていないが日常生活に支障が出ている状況で、本人が受診を拒否し医療機関につなげることが困難。

→今年度、認知症初期集中支援チームへ相談し対応を検討したが、緊急度に合わせて総合相談として精神科医療機関と連携の中で対応。今後も専門的な助言や家族受診など、精神科医療機関とのネットワーク強化が必要と考える。

(南包括から引き継いだ課題)

・相談対象者の介護や健康上の課題に加え、同居している家族の身心の障がい、生活困窮や子育て上の問題など世帯全体で課題を抱えている事例が増えている。計画的に幅広い支援機関との連携が望まれる。

・認知症がある程度進行した状態で初めて相談に来るケースが相変わらず多い状態で、独居高齢者に加え8050や孫や姪が介護に携わっているヤングケアラーの世帯にもその傾向が伺えた。

3. 令和3年度計画（重点項目）【地域課題を踏まえて作成】

◆基本方針（1）地域包括支援センターの機能拡充

①相談窓口としての地域包括支援センターの周知

・介護保険関係事業所、町内会や民生委員協議会などの連携強化や各事例に対する協働につながるよう、新規開設センターとして挨拶回りをし、顔の見える関係づくりに努め、相談窓口としての役割の周知を行う。

・町内会などの住民活動と接点のない地域住民にも地域包括支援センターを知っていただくため、地域住民が集まる場所での周知活動を検討、実施する。

・民生委員との連携の強化を図り、地域で生活する独居高齢者や高齢夫婦世帯などへの同行訪問などを検討、実施する。

②地域や関係機関からの相談対応

・様々な相談が寄せられることが想定されるが、相談内容を傾聴し、課題の把握に努め、緊急性を判断しつつ、センターで対応するほか、関係機関に適切につなぎ、継続的にフォローを行う。

・地域や関係機関からの相談に対して、必要に応じて困難ケースの対応検討のみではなく、重度化防止の観点からも地域ケア会議を積極的に開催する。

③自立支援に資するケアマネジメントの推進

・自立支援型地域ケア会議に事例を提出し、多職種からの専門的な助言を受けて、ケアマネジメントの資質の向上を図る。

④包括的・継続的ケアマネジメント支援

・石狩市介護支援専門員連絡会へ参画し、事例検討会への参加や合同で行う研修会を検討し、連携体制の強化、ケアマネジメントの資質向上を図る。

・石狩市内の居宅介護支援事業所を訪問し、地域のケアマネジャーが抱える課題や実情を把握し、個別ケースへの助言や後方支援を行う。活動を通じて地域課題を検討、把握し、解決に向けた取り組みを検討する。

◆基本方針（２）権利擁護の推進

①高齢者虐待の防止と早期発見、早期対応

- ・高齢者虐待を未然に防げるよう前年度配布のリーフレットを利用・修正して周知に努める。
- ・居宅介護支援事業所等へわかりやすい周知資料を提供できるよう市内地域包括支援センターと連携して製作・周知を行う。
- ・居宅介護支援事業への訪問・聴き取りを行い、権利擁護に関する課題を抱えるケースの早期発見に努める。
- ・家族などの養護者支援についても市内地域包括支援センターと協働して具体的な活動に取り組む。

②消費者被害に係る支援

- ・消費者被害を未然に防げるよう、居宅介護支援事業所へ周知を行う。
- ・相談業務の中で早期発見に努め、関係機関と連携しながら早期対応を行う。

◆基本方針（３）認知症高齢者への対策

①認知症地域支援推進員の派遣と認知症初期集中支援チームによる支援

- ・認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるような地域づくりに向けた普及啓発を推進する。
- ・総合相談対応でも困難なケースにおいて、チームの一員として認知症の方の支援のセーフティネットとしての一翼を担う。

②認知症カフェの開催

- ・担当地域において認知症カフェの新規立ち上げを支援、検討する。

③石狩市徘徊・見守りSOSネットワークの拡充

- ・登録機関の増加に資するよう、地域の関係機関や民間企業等への普及啓発を推進する。

石狩市厚田地域包括支援センター令和2年度評価・令和3年度計画 概要版

1.令和2年度計画（重点項目）に対する評価

| 令和2年度計画（重点項目） | 令和2年度評価（重点項目） |
|--|--|
| <p>◆基本方針（1）地域包括支援センターの機能拡充</p> <p>①聚富地区などの厚田区内70歳以上の方を対象に実態把握調査を実施 高齢者の実態把握や介護予防に関する知識の普及、厚田地域包括支援センターの周知などを目的に訪問を実施する。 また、これらの情報をもとに必要な方への支援や災害時などの安否確認などを地区民生委員や近隣住民、関係機関への連絡調整など、具体的にどのようにするか関係者と話し合いを進める。</p> | <p>実態把握調査は28名に実施した。新型コロナウイルス感染症予防のため、訪問をひかえていた時期があり、訪問数が少なかった。今後は感染症予防に注意しながら、電話などの様々な方法での実施も検討する。</p> |
| <p>②「ケース検討会」を月2回、定期的を開催 厚田区内の介護サービス提供者やケアマネージャーとともに自立に向けた支援などについての検討やお互いの役割の確認をする。</p> | <p>ケース検討会はコロナウイルス感染症予防のため、リモートでの会議を実施した。厚田地区民生委員と見守りマップ更新や関係機関との連絡調整などで情報共有した。</p> |
| <p>③見守りマップの更新 厚田地区民生委員協議会に参加し、民生委員さんで見守りなどの支援が必要な方の状況や地域課題について、情報共有を行う。</p> | |
| <p>◆基本方針（1）の成果→実態把握者一覧表を作成して、介護サービス事業者や関係機関との情報共有や対象者への支援に活用することができた。</p> | |
| <p>◆基本方針（3）認知症高齢への対策</p> <p>①認知症サポーター養成講座の開催 厚田地区の民生委員などに認知症サポーター養成講座を行う。</p> | <p>今年度は新型コロナウイルス感染症のため、厚田地区民生委員を対象とした認知症サポーター養成講座を中止した。今後は感染状況をみながら、開催していく予定である。</p> |
| <p>②「厚田地域包括支援センターだより」による認知症への知識の普及</p> | <p>認知症予防や地域包括支援センターの活動、介護予防などを掲載した「厚田地域包括支援センターだより」を年4回発行した</p> |
| <p>◆基本方針（3）の成果→厚田区民に認知症予防について周知を行うことができた</p> | |

2. 令和2年度総合相談等からみえた地域課題

1. 相談の内容は、1つの相談が様々な課題を抱えていることが多く、関係機関との連携が重要である。特にキーパーソンが十分な役割を果たすことが難しい場合は支援が長期化する傾向があり、近隣住民や民生委員など地域のインフォーマルなサービスが重要な役割を果たしていた。
2. 介護サービスや福祉サービスの利用者については、緊急時などにそれぞれの事業所が安否確認などの支援を実施していた。しかし、遠隔地にサービス事業所がある場合は緊急時の訪問などが実施しにくく、包括への支援依頼があるため、今後も各事業所や支援対象者、家族などと連絡をとり、必要時にスムーズな支援が行えるようにする必要がある。
3. 介護・福祉サービスを利用していない方に対して近隣住民からの相談があったため、今後も実態把握調査や厚田地区民生児童委員協議会での見守りマップ更新による情報共有などが必要がある。
4. 新型コロナウイルス感染症のため、人との接触をひかえた生活続き、地域での見守りやご近所同士のつながりが難しく、生活の様子が見えにくくなっている。このような状況であるため、地域の方達や民生委員などによる見守りや声かけなどの支えが認知症のある方が地域で生活していく上で重要になっている。

3. 令和3年度計画（重点項目）【令和2年度評価と地域課題を踏まえて作成】

◆基本方針（1）地域包括支援センターの機能拡充

①厚田区内の70歳以上の方を対象に実態把握調査を実施

高齢者の実態把握や介護予防に関する知識の普及、厚田地域包括支援センターの周知などを目的に、感染症予防に努めながら訪問などを実施する。

また、これらの情報をもとに必要な方への支援や災害時などの安否確認などを地区民生委員や近隣住民、関係機関への連絡調整など、具体的にどのようにするか関係者と話し合いを進める。

②「ケース検討会」を月2回、定期的開催

厚田区内の介護サービス提供者やケアマネジャーとともに自立に向けた支援などについての検討やお互いの役割の確認を感染症予防に努め（必要時はリモートでの開催など）実施する。

③見守りマップの更新

厚田地区民生委員協議会に参加し、民生委員さんで見守りなどの支援が必要な方の状況や地域課題について、情報共有を行う。

◆基本方針（3）：認知症高齢者への対策

①認知症サポーター養成講座の開催

感染症予防に努めながら、厚田地区民生委員や介護事所などに認知症サポーター養成講座を行う。

②高齢者クラブでの講話

感染症予防に努めながら、各地区の高齢者クラブでの講話を行う。

③「厚田地域包括支援センターだより」による認知症の知識の普及を行う。

石狩市浜益地域包括支援センター令和2年度評価・令和3年度計画 概要版

1.令和2年度計画（重点項目）に対する評価

| 令和2年度計画（重点項目） | 令和2年度評価（重点項目） |
|---|--|
| ◆基本方針（2）権利擁護の推進 ①消費者被害防止に向けての取り組み | 消費生活センター出前講座を、3月に開催した「縁ジョイクラブ」で、計6地区に実施した。 |
| ②司法書士による相談会の実施 | 「縁ジョイクラブ」や「生きがづくり学園事業」を活用した相談会を計画していたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため未実施に終わった。 |
| ◆基本方針（2）の成果→消費生活センターの出前講座が定着。生活に密着した事例紹介で、被害の抑止力となってい | |
| ◆基本方針（4）介護予防の推進 ①「生き生き通信」を活用した集いの場の紹介 | 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、例年実施していた介護予防事業のほとんどが中止を余儀なくされた。 |
| ②地域サロン「カフェ・クローバー」の活用 | 6月から計8回開催、利用者数は158名であった。地域住民で構成された運営スタッフと生活支援コーディネーターが中心となり、感染予防対策を講じながら活動をおこなった。 |
| ◆基本方針（4）の成果→ ・毎月発行の「生き生き通信」でフレイル対策を取り上げ、自宅でできる体操や口腔機能の低下防止について紹介した。 ・「青空体操クラブ」を6~10月まで屋外で開催（7地区51回、参加者383名）感染のリスクを回避できること、季節を体感しながら交流できることが好評だった。 ・「カフェ・クローバー」の開催日に合わせた介護予防事業の展開など、可能性を探ることができた。 | |
| ◆基本方針（6）生活支援体制整備事業の推進 ①介護サービス充足状況調査、高齢者実態把握調査の実施 | 在宅の85歳以上の方を対象に、介護サービス充足調査を実施。浜益区での介護サービスや介護施設入所の希望動向等、訪問による聞き取りを行った。独居高齢者46名に対しては、高齢者実態把握調査もあわせて行い、緊急連絡先や普段の生活の仕方、外出・交流の状況について伺った。 |
| ②地域講演会開催に向けての取り組み | 「地域の見守り・ささえあい」をテーマに、感染収束の状況を見て開催することで調整していたが、今年度も開催を見送った。 |
| ◆基本方針（6）の成果→ ・調査を通じて、浜益での暮らしの継続を望む方が多い一方、在宅を支える既存のサービスの需要と供給にギャップがあることがわかった。また、冬季間の暮らしや買い物・交通など、安心して暮らせる環境が確保されることも、在宅の継続に重要な要素であることがわかった。 | |

2. 令和2年度総合相談等からみえた地域課題

・総合相談等で寄せられる、高齢者住宅など生活の拠点についての相談のうち、ここ2年で相談件数の43%が区外に転出されている。介護サービス充足調査では、多くの方が浜益区内での暮らしを続けたいと望んでいたが、介護が必要になっても浜益での暮らしを継続するためには、既存の在宅サービスの精査や運用面での工夫で、できるだけ空白を埋めていく必要がある。また、これまで住民同士の支え合いで補われていた仕組みも、過疎化と高齢化で支え手の不足が顕著となっていること、冬季間の生活不安や買い物・交通など生活インフラをどう支えていくかということも大きな課題である。

・新型コロナに便乗した詐欺など、消費者被害の手口は日々形を変えており、今後も被害を未然に防ぐための情報提供が必要。権利擁護については、直接の相談よりも支援の中で明るみになったり、相続や遺言など地域住民と接する中で話題になることもある。一般的な知識の普及や相談機関としての役割周知に継続して取り組む必要がある。

・介護予防事業の中止、高齢者クラブや既存のサークル活動はもとより、地域の行事も多くが活動を中止したため、自粛慣れが危惧された1年間であった。外出や人との交流機会が減り、意欲低下や要介護状態に近づく方もおり、コロナ禍での介護予防事業の必要性を強く感じる。「青空体操クラブ」は屋外での実施や周知方法を含め初めての試みであったが、回を重ねるごとに参加者が増え、集う楽しさの実感や外出のモチベーションの維持に繋げることができた。感染予防対策を講じながら、今後も地域特性に合った事業展開が必要。

3. 令和3年度計画（重点項目）【令和2年度評価と地域課題を踏まえて作成】

◆基本方針（1）地域包括支援センターの機能拡充

①相談窓口としての地域包括支援センターの周知

- ・「生き生き通信」の発行（毎月・全戸配布）
- ・「青空体操クラブ」や「縁ジョイクラブ」など介護予防事業での役割周知

②自立支援型地域ケア会議への参加

- ・地域課題を念頭に置いた事例提出。課題解決の方向性の検討。

③地域ケア会議の開催に向けた動き

- ・個別ケース検討会の開催（毎月）
- ・圏域の課題を解決する地域ケア会議に関しては、実施方法について地域包括ケア課と協議しながら検討する。

◆基本方針（2）認知症高齢者への対応

①消費者被害防止に向けての取り組み

- ・消費生活センター出前講座の実施

②司法書士による相談会の実施

- ・縁ジョイクラブの場を利用し、相続や遺言などをテーマにしたミニ講話の実施

◆基本方針（4）認知症高齢者への対策

①介護予防事業の継続、情報提供

- ・感染予防に留意しながら青空体操クラブ、縁ジョイクラブを実施
- ・「生き生き通信」でのフレイル予防の継続

②地域サロン「カフェ・クローバー」の活用

- ・高齢者の参加「出番と役割」を意識した関り
- ・「縁ジョイクラブ」等の介護予防事業の実施